

公共建築工事共通費積算基準および 公共建築工事標準単価積算基準の 改定について

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

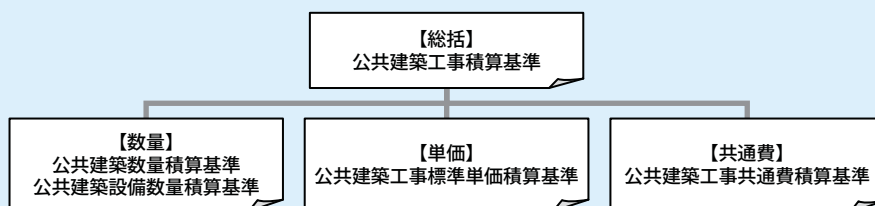
官庁営繕事業に関する積算関係基準は、総括的な基準となる「公共建築工事積算基準」のほか、設計図書から数量の計測・計算方法を定める「公共建築数量積算基準」および「公共建築設備数量積算基準」、標準歩掛や市場単価の取り扱い等の単価および価格の算定に関する事項を定める「公共建築工事標準単価積算基準（以下「標準単価積算基準」という）」、共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の区分と算定方法を定める「公共建築工事共通費積算基準（以下「共通費積算基準」という）」からなっており、これらの積算関係基準は、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において統一基準として決定され、国土交通省のほか各府省庁においても運用されています（図－1）。

今般、共通費積算基準および標準単価積算基準を改定し、平成23年度から運用を開始したところであり、以下にこれらの改定内容について紹介します。

1. 共通費積算基準の主な改定内容

今回の改定においては、建築工事、電気設備工事および機械設備工事における共通仮設費および現場管理費の算定方法の見直しを行っています。共通仮設費および現場管理費の算定方法については約10年ぶりの見直しとなるものであり、改定に当たっては、国の主な公共建築工事発注機関、都道府県および政令指定都市の発注工事を対象とした共通費実態調査を平成21年度から平成22年度前半まで実施し、この実態調査の結果をもとに算定式の改定を行っています。

また、昨今の工事発注では新築工事が減り改修工事が多くなっている状況もあることから、共通費と工期の関係を分析し、その関係性が明らかになれば共通仮設費および現場管理費の算定方法に反映させることを検討方針として進めてきたとこ



図－1 積算関係統一基準類

るであり、今回の改定では、共通仮設費率および現場管理費率の算定式の変数として従来の工事規模（直接工事費、純工事費）のほかに「工期」を追加し、工期に応じた共通仮設費率および現場管理費の算定ができるように改定を行っています。これにより工事規模に比して工期の長い改修工事等においても適切に共通費を算定することができます。

平成22年7月に公共工事標準請負契約約款が改正され、契約当事者間の対等性の確保、施工体制の合理化、不良不適格業者の排除などの観点からの改善が行われています。具体の改定内容として、工期延長に伴う増加費用の負担について発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定が追加され、工期延長に伴う費用増について当事者間の負担の明確化が図られています。共通費積算基準の改定の検討は、これらの公共工事標準請負契約約款の改正の検討とは別に行ってきたものですが、新しい共通仮設費率および

現場管理費率の算定式を用いることにより、発注者に帰責事由がある場合の工期延長に伴う増加費用についても算定することができるようになります。前述のとおり公共建築工事では改修工事が増え、これらの多くは施設を利用しながらの改修工事であり、施設管理の事情から工期延長せざるを得ない場合などがあり、このような場合に適用することが想定されます。

今回改定した共通仮設費率および現場管理費率の算定式を表一1～12に示します。共通仮設費率および現場管理費率は、工事規模（直接工事費、純工事費）と工期によって定まることになるので、従来の算定式による共通仮設費率および現場管理費率と直接的な比較はできませんが、従来と比べておおむね、小規模工事では率が若干高く、大規模工事では率が若干低くなる傾向が見られます。これは大規模工事では現場の効率化が進んでいるものの、小規模工事では必ず必要となる共通仮設や配置技術者があり、小規模であるためこれ

表一1 共通仮設費率（新宮建築工事）

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
共通仮設費率	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$

算定式 $Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2399}$

ただし、 Kr ：共通仮設費率（%）

P ：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う

T ：工期（カ月）

(注) 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

2. Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表一2 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
共通仮設費率	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$

算定式 $Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$

ただし、 Kr ：共通仮設費率（%）

P ：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う

T ：工期（カ月）

(注) 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

2. Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表—3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

直接工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
共通仮設費率	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$

算定式 $Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$

ただし、 Kr ：共通仮設費率（%）

P ：直接工事費（千円）とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表—4 共通仮設費率（改修電気設備工事）

直接工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
共通仮設費率	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$

算定式 $Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$

ただし、 Kr ：共通仮設費率（%）

P ：直接工事費（千円）とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表—5 共通仮設費率（新営機械設備工事）

直接工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
共通仮設費率	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$

算定式 $Kr = 12.15 \times P^{-0.1185} \times T^{0.0882}$

ただし、 Kr ：共通仮設費率（%）

P ：直接工事費（千円）とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表—6 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
共通仮設費率	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
	共通仮設費率算定式により算定された率		
	下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$

算定式 $Kr = 12.21 \times P^{-0.2595} \times T^{0.6874}$

ただし、 Kr ：共通仮設費率（%）

P ：直接工事費（千円）とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. Kr の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

表—7 現場管理費率（新営建築工事）

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
現場管理費率	上限	20.13%	$75.97 \times Np^{-0.1442}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	10.01%	$37.76 \times Np^{-0.1442}$

算定式 $J_0 = 151.08 \times Np^{-0.3395} \times T^{0.5860}$

ただし、 J_0 ：現場管理費率（%）

Np ：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表—8 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	26.86%	$184.58 \times Np^{-0.2263}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	12.70%	$87.29 \times Np^{-0.2263}$

算定式 $J_0 = 356.20 \times Np^{-0.4085} \times T^{0.5766}$

ただし、 J_0 ：現場管理費率（%）

Np ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表—9 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	38.60%	$263.03 \times Np^{-0.2253}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	22.91%	$156.07 \times Np^{-0.2253}$

算定式 $J_0 = 351.48 \times Np^{-0.3528} \times T^{0.3524}$

ただし、 J_0 ：現場管理費率（%）

Np ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表—10 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	50.37%	$530.68 \times Np^{-0.2941}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	17.67%	$186.18 \times Np^{-0.2941}$

算定式 $J_0 = 658.42 \times Np^{-0.4896} \times T^{0.7247}$

ただし、 J_0 ：現場管理費率（%）

Np ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表—11 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
現場管理費率	上限	31.23%	$165.22 \times Np^{-0.1956}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	17.14%	$90.67 \times Np^{-0.1956}$

算定式 $J_0 = 152.72 \times Np^{-0.3085} \times T^{0.4222}$

ただし、 J_0 ：現場管理費率（%）

Np ：純工事費（千円）とし、5 百万円以下の場合は、5 百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表—12 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3 百万円以下	3 百万円を超える
現場管理費率	上限	42.07%	$467.95 \times Np^{-0.3009}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	15.25%	$169.65 \times Np^{-0.3009}$

算定式 $J_0 = 825.85 \times Np^{-0.5122} \times T^{0.6648}$

ただし、 J_0 ：現場管理費率（%）

Np ：純工事費（千円）とし、3 百万円以下の場合は、3 百万円として扱う

T ：工期（カ月）

- (注) 1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
 2. J_0 の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

らの工事費に占める割合が高くなっているものと考えられます。

先にも述べたとおり、共通仮設費および現場管理費の算定方法は実態調査をもとに実情に合わせて定めており、共通仮設の方法や現場の管理・運営方法が今後変化していけば共通仮設費および現場管理費の算定方法も見直していくことが必要になります。今後は、共通費に関するモニタリング調査を行い、共通費の動向を把握しながら適切な積算に努めたいと考えています。

2. 標準単価積算基準の主な改定内容

市場単価については平成11年度から導入を始

め、適用工種の追加の検討を行っているところであり、現在18工種38分類の単価が市場単価へ移行しています。今回の変更では、すでに市場単価となっている「防水」の細目工種である「防水入隅処理」を市場単価として追加しています。

また、建設機械等損料表の改定に伴い、「建築工事」における「舗装機械運転」の歩掛、「機械設備工事」における「土工機械運転」の歩掛等の改定を行っています。

なお、前述の積算関係基準については、国土交通省官庁営繕部のホームページに掲載しておりますので、詳細はそちらを参照ください。